

○久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例

令和元年12月20日

条例第24号

(設置)

第1条 久喜市が公共建築物に係る公共施設個別施設計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、公共建築物に係る公共施設個別施設計画の策定及び改訂について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委
嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求
め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることが
できる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総合政策部アセットマネジメント推進課において
処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、
会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。